西播磨暮らしサポートセンター空き家バンク制度設置規程

平成24年6月1日

改正　令和7年４月1日

(趣旨)

第１条　この規程は、西播磨暮らしサポートセンター（以下、「センター」という。）が、空き家等の利活用を通じて、都市間の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家等情報登録制度「空き家バンク」（以下、「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれに当該各号に定めるところによる。

１　「空き家等」とは、 西播磨県民局管内に個人（所有者等）が居住を目的として建築し、現に居住していない（近日中に居住しなくなるものを含む。）建物（農地付建物を含む。）及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地をいう。ただし、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。

２　「所有者等」とは、空き家等に係る所有権その他の権利により、当該空き家等の売買または賃貸を行うことができる者をいう。

３　「空き家バンク」とは、空き家等の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込を受けた情報を西播磨県民局管内への定住等を目的として、センターの利用について登録した者（以下、「利用登録者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第３条　この規程は、空き家バンク以外による空き家の取引を防げるものではない。

(空き家等の登録申込等)

第４条　空き家バンク制度へ空き家等を登録しようとする者(以下、「提供者」という。)は、西播磨暮らしサポートセンター空き家バンク物件登録申込書及び物件登録カードをセンター宛て提出しなければならない。

２　提供者等は、契約成立まで当該空き家の保全に努めなければならず、契約後も権利を有する場合においては、継続して保全に努めることとする。

３ センターは、第１項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容を確認のうえ、適正に管理しなければならない。

４　センターは、第１項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクによることが適当であると認めるものは、当該所有者等に対して登録を勧奨することができる。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第５条　前条第１項の規定による物件登録カードの登録事項に変更があったときは、速やかにセンター宛て再提出しなければならない。

(空き家等の登録の取り消し)

第６条　センターは、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、物件登録を抹消する。

１　当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動の届けがあったとき。

２　登録から３年が経過したとき及び西播磨暮らしサポートセンターが解消したとき。

　　ただし、登録から３年間を経過したものについては、改めて登録申請を行うことにより、再登録することができるものとする。

３　その他、センターが適当でないと認めたとき。

　(仲介業者)

第７条　物件提供者は、物件登録にあたり、センターの持つ仲介業者リストから仲介業者を選ばなければならない。ただし、既に仲介業者が決まっている場合は、この限りでない。

(利用登録者の要件)

第８条　利用登録者は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

１　空き家等に定住し、又は定期的に滞在しようとする者で、西播磨地域の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者。

２　その他、センターが認める者。

(空き家等の利用登録申込)

第９条　利用登録者は、西播磨暮らしサポートセンター利用登録申込書（以下、「利用登録申込書」という。）及び誓約書をセンターに提出しなければならない。

(利用登録申込書の変更の届出)

第10条　前条の登録事項に変更があったときは、速やかにセンター宛て再提出しなければならない。

(利用登録者の登録の取り消し)

第11条　センターは、利用登録者が次のいずれかに該当するときは、利用登録を抹消する。

１　 第8条の要件を欠くことになったとき。

２　 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。

３　 申込内容に虚偽があったとき。

４　 利用登録から3年を経過したとき。ただし、改めて利用登録申込を行うことにより再登録した場合は、この限りでない。

５　 その他、センターが適当でないと認めたとき。

(情報の提供)

第12条　センターは必要に応じて、物件登録カードに登録された有用な情報を利用登録者に提供するものとする。

２　 センターは必要に応じて、物件登録カードへ登録された情報（提供者の個人情報を除いた空き家情報に限る。）をHPやSNS等を通じて広く提供するものとする。

(提供者と利用登録者との交渉等)

第13条　センターは、物件提供者及び利用登録者が行う空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約（以下「契約等」という。）については、一切関与しない。

２　 利用登録者が契約後に形状の変更等を行う場合は、法令を遵守し、所有者等と事前に協議等を行わなければならない。

３　 契約等に関する一切の事故については、当事者間で解決するものとする。

(経過報告)

第14条　利用登録者は、空き家バンク制度を利用して得た情報をもとに物件提供者と交渉を開始又は終了したときは、速やかにセンターに報告しなければならない。

(その他)

第15条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、センターが定める。

附　則

１　この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附　則

１　この規程は、令和7年4月1日から施行する。